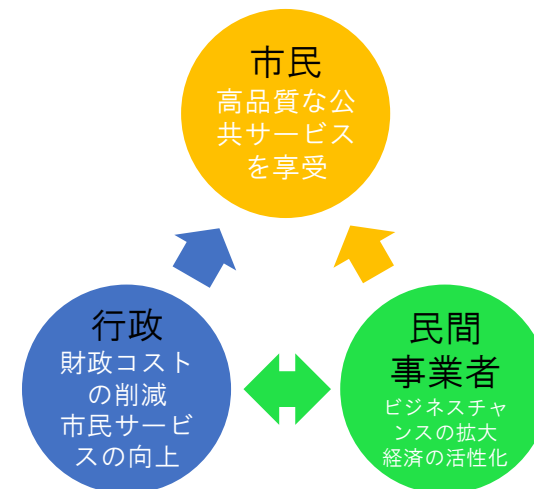


指定管理者制度とは？

指定管理者制度は、公の施設について普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に管理を行わせる制度です。

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法の改正により創設されました。



公の施設とは

普通地方公共団体が設置する、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設で、その設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされています。

東村山市の公の施設には、

- 市民スポーツセンター
- 駅前有料駐輪場
- サンパルネ など

があるよ！



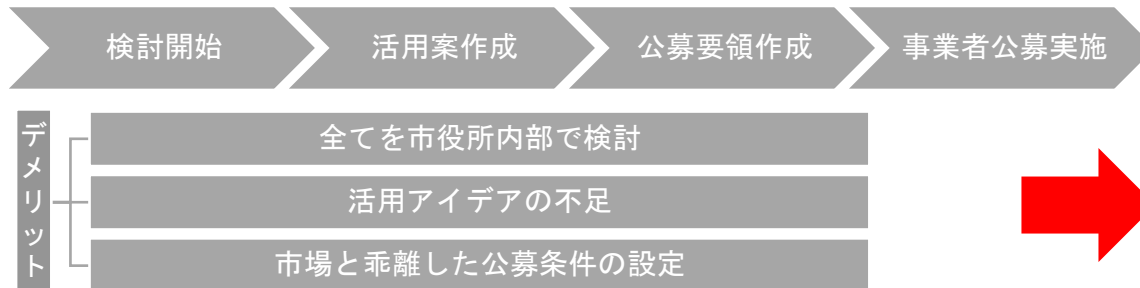
公の施設の具体的な要件

- ・ 地方公共団体が設けるもの
- ・ 施設であること
- ・ 住民の利用に供するためのもの
→ 庁舎等は公の施設ではない
- ・ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
→ 留置場等は公の施設ではない

サウンディング型市場調査とは？

行政が実施する事業の検討段階において、民間事業者の皆さまとの対話を通じ、事業の方向性や市場性等について広く意見やアイデアを把握する調査です。調査結果を踏まえて事業計画や公募条件等を検討し、事業化の可否を判断します。

従来手法

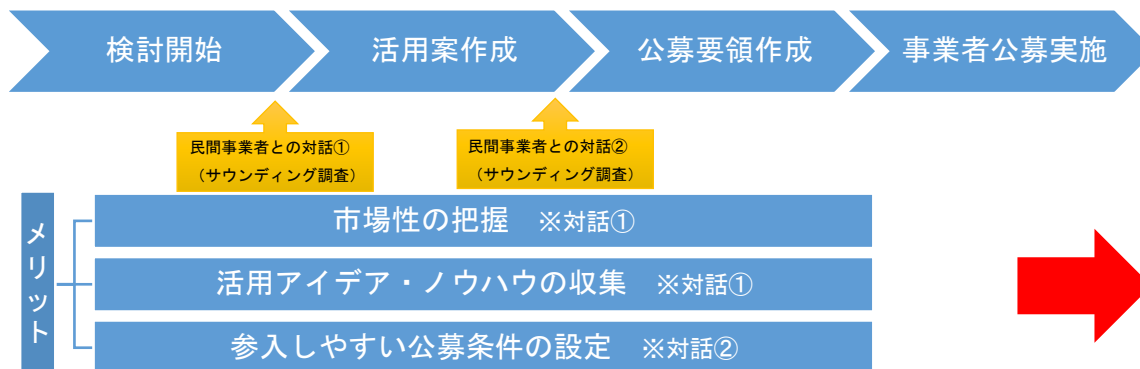


課題

- 民間事業者の参入意欲低下
- 優れた提案がない 等



サウンディング型市場調査



効果

- 民間事業者の参入意欲向上
- まちづくりの方向性と合致し事業採算性を確保した質の高い提案 等



※対話①②は、目的によりどちらかの段階で行う。両方の段階での実施も可能。